

## 指名停止措置

No.	業者名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
1	テクノ冷熱株式会社	鹿児島県 鹿児島市	<p>テクノ冷熱株式会社は、鹿児島市給水条例第4条及び第6条第2項に違反して無届で給水装置の工事を施工し、指定給水装置工事事業者の指定の効力停止処分受け、鹿児島市水道局から不正又は不誠実な行為による指名停止措置（令和3年10月22日から令和3年11月21日まで1か月間）を受けた。</p> <p>○垂水市建設工事等有資格業者の指名停止に関する規程 （別表第2第8項：不正又は不誠実な行為）</p>	<p>令和3年11月12日から 令和3年12月11日まで  （1箇月間）</p>	
2	鹿児島アイホー調理機株式会社	鹿児島県 鹿児島市	<p>2019年11月、鹿児島県いちき串木野市の給食センターの物品納入に係る5件の入札に際し、同市の給食センター前所長が、鹿児島アイホー調理機株式会社代表取締役に入札情報を事前に教え、公正な入札を害した疑いで、前所長及び代表取締役が逮捕された。</p> <p>○垂水市物品調達等有資格業者の指名停止等に関する規程 （別表第8項：不正又は不誠実な行為）</p>	<p>令和3年12月28日から 令和4年6月27日まで  （6箇月間）</p>	
3	トッパン・フォームズ株式会社 鹿児島営業所	鹿児島県 鹿児島市	<p>日本年金機構が発注する特定データプリントサービス（「ねんきん定期便」の作成及び発送準備業務）の入札に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行い、公正取引委員会が令和4年3月3日に独占禁止法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</p> <p>○垂水市物品調達等有資格業者の指名停止等に関する規程 （別表第4号：独占禁止法違反行為）</p>	<p>令和4年3月23日から 令和4年5月22日まで  （2箇月間）</p>	